

倉吉市上下水道局告示第14号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和6年4月17日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定を受けた者

指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第179号

所在地 鳥取県倉吉市西福守町717番地2

名称 社工業

代表者 鎌江 宏洋

2 指定した日

令和6年4月17日

3 指定の有効期限

令和11年4月16日まで